



徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県企画総務部
法制監察課

定期第960号 令和8年6月23日発行

目次

※は県例規集登載

【規則】

番号	表題	担当課名
43※	議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則	職員厚生課

【公布された条例等のあらまし】

- 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（規則第43号）
 - 1 公務上又は通勤により死亡した場合における葬祭補償の額を、33万円に補償基礎額の30日分に相当する金額を加えた金額とすることとした。
 - 2 この規則は、公布の日から施行し、令和8年4月1日以後に支給すべき事由が生じた葬祭補償について適用することとした。

徳島県規則第43号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和8年6月23日

徳島県知事 後藤 田 正 純

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和42年徳島県規則第113号）の一部を次のように改正する。

第7条の5中「31万5,000円」を「33万円」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の第7条の5の規定は、令和8年4月1日以後に支給すべき事由が生じた葬祭補償について適用し、同日前に支給すべき事由が生じた葬祭補償については、なお従前の例による。